十九　次に掲げる送信設備

［削る］

㈠～㈣　［略］

［二十　略］

［略］　［略］　［略］

［2～5　略］

第四節の十八及び第四節の十九　削除

第四十九条の二十一及び第四十九条の二十二　削除

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［1～7　略］	［略］	［略］
8　2,450MHzを超え10,500MHz以下	［1～5　略］	［略］
	6　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局	
	(1)　5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は	20

十九　［同上］

㈠～㈣　第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局の送信設備

㈤　［同上］

［二十　同上］

［同上］　［同上］　［同上］

［2～5　同上］

第四節の十八　削除

第四十九条の二十一　削除

第四節の十九　道路交通情報通信を行う無線局の無線設備

（道路交通情報通信を行う無線局の無線設備）

第四十九条の二十二　道路交通情報通信を行う無線局（二・五GHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒六四、〇〇〇ビット（許容偏差は、百万分の五〇とする。）であること。

二　変調方式は、ＧＭＳＫ方式であること。

三　ＧＭＳＫ方式で変調された信号に対し、変調周波数一kHzで変調度一〇パーセントの振幅変調を行い、極性が互いに反転した二の信号を発生させる機能を有すること。

四　送信空中線系は、二の空中線から構成され、前号の規定により発生した二の信号を発射するものであること。

五　空中線電力は、〇・〇二ワット以下であること。

六　帯域外漏えい電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から一一五kHz離れた周波数の（±）四二・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［1～7　同左］	［同左］	［同左］
8　［同左］	［1～5　同左］	［同左］
	6　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局	
	(1)　5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は	20